

2. 宣誓内容に変更があった場合	
(住所変更・宣誓・解消)	7
STEP. 6	
パートナー&ファミリーシップ変更・解消届(様式第4号)の提出	7
3. 宣誓証明書の返還	
STEP. 7	
パートナーシップ等の解消や市外転出の場合は証明書を市に返還	7
パートナー&ファミリーシップ宣誓証明書交付申請書(様式第2号)記載例	8
パートナー&ファミリーシップ宣誓証明書(様式第3号)見本	9
パートナー&ファミリーシップ変更・解消届(様式第4号)見本	10

Ⅲ. よくある質問

パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか	11
同居していないと宣誓できませんか	11
なぜ転入予定でも宣誓できるのですか	11
婚姻をすることができない関係とはどのような場合ですか	11
養子縁組をしていると宣誓できませんか	11
どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか	12
通称を使用することはできますか	12
ファミリーシップを組みたい場合はどうしたらよいですか	12
ほかの人が代理で宣誓することはできますか	12
宣誓書は何年間保存されますか	12
成りすましや偽装等の悪用をされませんか	13
宣誓証明書はすぐに交付されますか	13
宣誓証明書はどこで利用できますか	13
関係を解消した場合には、どうしたらよいですか	14
鹿沼市外に転出するときはどうしたらよいですか	14
パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか	14
パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか	14
法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか	14

参考

鹿沼市パートナー&ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	15
--------------------------------------	----